

令和2年2月28日

お客様各位

古川信用組合

預金規定その他各種規定の一部改定および「電子化」のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、2020年（令和2年）4月に施行される民法の改正ならびに2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年（令和2年）4月1日より、預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の新預金規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適応されます。

また、本改定にあわせ環境に配慮した取組の一環として、各種預金規定等を「電子化（ペーパーレス化）」いたします。

これに伴い、当組合ホームページで各種預金規定等をご確認いただけるようになることから、窓口での配布は終了させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改定内容

- （1）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた主な対応

新規取引の開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等や、既にお取引があるお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じて、従来よりも詳しく確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

- ①「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

- ②当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

【参考】

※ 流動性預金共通規定以外の規定についても同様の改定を行います。

流動性預金共通規定

6. (取引の制限等) . . . 新設

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (解約等) . . . 一部追加・変更

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第4条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(2) 民法改正に伴う対応

主な改正事項は下記のとおりです。

- ① 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出について明記いたしました。
- ② 各規定変更時の周知方法・適用時期について明記いたしました。
- ③ 定期預金の期日前解約の取扱について明記いたしました。

【参考】

※ 定期預金共通規定以外の規定についても同様の改定を行います。

定期預金共通規定

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) (以下略)

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) (以下略)

10. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自由金利型定期預金 M 型規定

2. (利 息)

(1) ～ (2) (略)

(3) この預金を定期預金共通規定第 4 条 1 項の規定により満期日前に解約するときおよび同規定第 4 条 5 項の規定により解約するときは、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) (以下略)

2. 適用開始日

2020 年（令和 2 年）4 月 1 日（水）

3. 改定および電子化する各種預金規定等

規定名称	規定名称
流動性預金共通規定	当座勘定規定
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	総合口座取引規定
通知預金規定	定期預金共通規定
期日指定定期預金規定	自動継続期日指定定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金・M 型（スーパー定期（単利型）・（複利型））（大口定期）規定	自由金利型定期預金・M 型（スーパー定期（単利型）・（複利型））（大口定期）規定
変動金利定期預金（単利型）・（複利型）規定	自動継続変動金利定期預金（単利型）・（複利型）規定
積立定期預金規定	定期積金規定
財形年金預金規定	財産形成積立定期預金規定
キャッシュカード規定	デビットカード取引規定
ふるしんインターネットバンキング利用規定	ふるしんビジネスバンキング取引規定
振込規定	貸金庫規定
盗難通帳等による預金等の払戻被害に関する規定	

以 上